

令和 7 年 1 月 1 日

「特別養護老人ホーム寿山荘ランチさきたま」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(那須塩原市指定第 0991300112 号)

当施設はご契約者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	7
7. 身体拘束の禁止について	9
8. 守秘義務について	9
9. 情報の提供について	10
10. 緊急時の対応について	10
11. 虐待防止のための措置について	10
12. 非常災害対策について	10
13. 施設の造作・模様替えの制限について	10
14. 残置物引取人	11
15. 苦情の受付について	11

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 京福会 |
| (2) 法人所在地 | 栃木県那須塩原市住吉町 5 番 10 号 |
| (3) 電話番号 | 0287-64-2511 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 田畑 陽一郎 |
| (5) 設立年月 | 昭和 55 年 12 月 8 日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
平成 24 年 5 月 1 日指定 那須塩原市 0991300112 号
- (2) 施設の名称 特別養護老人ホーム寿山荘ランチさきたま
- (3) 施設の所在地 栃木県那須塩原市埼玉 3 番地 17
- (4) 電話番号 0287-60-0061
- (5) センター長（管理者）氏名 荒木 朝子
- (6) 当施設の運営方針 入居者 1 人 1 人の意思及び人格を尊重し、施設ケアサービス計画に基づいて、その居宅における生活に出来るだけ近づけるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。
- (7) 開設年月 平成 24 年 5 月 1 日
- (8) 入所定員 29 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。入居される居室は全室個室ですが、10 人の方々を 1 グループとしてグループごとの生活支援を行います。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	29 室	1 ユニット 10 室×2 1 ユニット 9 室×1
共同生活室	3 室	1 ユニット 1 室
食堂	3 室	1 ユニット 1 室
医務室	1 室	
浴室	4 室	1 ユニット 1 室他 1 室

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

（主な職員の配置状況）※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	指定基準	
1.センター長	1名	1名	
2.介護職員	12名以上	12名	※常勤換算
3.生活相談員	1名以上	1名	
4.看護職員	1名以上	1名	※常勤換算
5.機能訓練指導員	1名	1名	
6.介護支援専門員	1名	1名	
7.医師	1名	1名	
8.栄養士	1名	1名	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

（主な職種の勤務体制）

職種	勤務体制
医師	週 2 回 9 時 00 分～12 時 00 分
介護職員	早番 6 時 45 分～15 時 45 分 中早 8 時 00 分～17 時 00 分 日勤 9 時 30 分～18 時 30 分 遅番 13 時 15 分～22 時 15 分 夜勤 22 時 00 分～7 時 00 分
看護職員	9 時 00 分～18 時 00 分

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| ① 利用料金が介護保険から給付される場合
② 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費・食費を除き通常 9 割が介護保険から給付されます。

（サービスの概要）

①入浴

- ・原則として、週に 2 日以上入浴していただくことができます。

- ・ただし、ご契約者の状態に応じて特別浴または清拭となる場合があります。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・ご契約者の1日の生活の流れに沿って、心身の状況に応じた支援を適切に行います。
- ・寝たきり防止のため、離床を適切に支援します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを適切に支援します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、整容を適切に支援します。

⑥栄養管理

- ・栄養士が、個々のご契約者栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・必要な方に、医師の食事箋に基づく療養食を提供します。

(サービス利用料金)

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払ください。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

ア 基本料金(料金表別紙参照)

イ 加算料金(料金表別紙参照)

※ 加算内容詳細

① 看護体制加算

- (Ⅰ) イ 常勤の看護師を1名以上配置している場合、当該加算を算定いたします。
- (Ⅱ) イ 常勤の看護師を2名以上配置している場合、当該加算を算定いたします。

② 夜勤職員配置加算

(Ⅱ) イ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定しており、夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に常勤換算方法で1を加えた数以上の数の介護職員又は看護職員を配置している場合、当該加算を算定いたします。

③ 療養食加算

疾病治療の直接の手段として、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士又は栄養士が入居者の年齢、心身の状態によって適切な栄養量及び内容を有する食事(糖尿病食、腎臓病

食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、通風食及び特別な場合の検査食)を提供した場合、当該加算を算定いたします。

④ 初期加算

入居した日から起算して 30 日以内の期間については、当該加算を算定いたします。また、30 日を超える病院又は診療所への入院後に再び入居した場合も同様となります。

⑤ 日常生活継続支援加算

直近 6 ヶ月又は 12 ヶ月の新規入所者の内、要介護 4・5 の方が 70%以上、または認知症のある方が 65%以上の場合、もしくは医療行為を必要とする方が 15%以上入所しており、直近 3 ヶ月間の職員体制において介護福祉士を 6:1 以上配置している場合に当該加算を算定致します。

⑥ 介護職員等処遇改善加算 (I)

介護職員の処遇改善を図る為の加算。(各単位数合計の 14.0%)

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく 1 日あたりの利用料金は、下記の通りです。

1. サービス利用料金	2,460 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214 円
3. 自己負担額 (1-2)	246 円

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(サービスの概要と利用料金)

① 食事

- ・当施設では、栄養士が立てる献立表によりご契約者の栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・食事時間は次のとおりです。

朝食 8:00 から 昼食 12:00 から 夕食 18:00 から

- ・食費は利用者の方の市町村民税の負担状況等により、負担額が異なります。

②特別な食事

- ・ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③理美容サービス

- ・理容師・美容師の出張による理髪・美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

④預かり金の管理

- ・利用者預かり金等管理規程に基づき、ホームが預かり金等を管理する場合にご負担いただきます。

利用料金：1日当たり 50円

⑤教養娯楽費（レクリエーション、クラブ活動等）

- ・ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥複写物の交付

- ・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑦家電製品の持込み

利用料金：1日当たり 30円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

- ・おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

- ・買い物代行代 利用者に代わり買い物を代行するサービスです。

1回につき 50円 （ただし1回の買い物が2,000円以上の場合50円増しとなります。）

⑨居住費

- ・当施設は、すべての居室が「ユニット型個室」で、ご負担していただく居住費の内訳は居室料及び水道光熱費です。ご利用料金は、利用者の方の市町村民税の負担状況等により負担額は異なります。（料金表別紙参照）外泊時・短期入院時もお負担いただきます。

⑩ご利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合

- ・ご契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等には、本来の契約終了日から現実

に居室が明け渡された日までの期限につき契約時の実費をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振り込み

足利銀行 黒磯支店 普通預金 5012274

社会福祉法人京福会 特別養護老人ホーム寿山荘 ブランチさきたまセンター 長荒木朝子

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：足利銀行、栃木銀行、ゆうちょ銀行等

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

* 医療機関の名称 黒磯病院 栃木県那須塩原市高砂町3-5
診療科 内科・外科・神経内科・消化器科・肛門科

② 協力歯科医療機関

* 医療機関の名称 たさき歯科 栃木県那須塩原黒磯幸町5-21
診療科 歯科

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

- | |
|--|
| <p>① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合</p> <p>② 当法人が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合</p> <p>③ 施設の滅失や重大な損壊等により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</p> <p>④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</p> <p>⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）</p> <p>⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）</p> |
|--|

(1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・尊厳等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者のご利用者の身体・財物・尊厳等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体、財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（＊）
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

＊契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ①検査入院等、短期入院の場合
1 か月につき 6 日以内（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1 日あたり 246 円）
- ②上記期間を超える入院の場合
上記短期入院の期間を超える入院については、3 か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は上記利用料金をご負

担いただきます。

③3 か月以内の退院が見込まれない場合

3 か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(入院期間中の利用料金)

入院期間中であっても、居室料金及び水道光熱費をご負担いただきます。しかし、ご利用者が利用していた居室を短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。

7. 身体拘束の禁止について

ご利用者又は他のご利用者等の生命または身体を保護するために「緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態、日時、その際のご利用者の心身の状況、または緊急やむを得なかった事由を記録し、保存します。

8. 守秘義務について

事業者、サービス従事者、職員は、業務上知り得たご利用者またはその家族等に関する事項を、正当な理由なく他のサービス従事者や職員等に漏洩いたしません。

- (1) 職員は採用時の雇用契約書において、守秘義務を遵守する旨締結します。
- (2) 守秘義務は、本契約の終了後または事業者の破産後においても、もしくは施設の職員が退職した後も存続します。

9. 情報の提供について

当事業者が、ご利用者の情報を他機関に提供する場合は、以下のとおりです。

- (1) ご利用者に医療上または介護上、緊急の必要性がある場合には、他医療機関等にご利用者の心身に関する情報を提供することがあります。
- (2) ご利用者が退所する場合、退所のための援助について他医療機関等に情報を提供する必要があると認められる場合には、あらかじめ文書でご利用者の同意を得るものとします。

10. 緊急時の対応

容態急変時・事故発生時等の対応については、以下のとおりです。

- (1) ご契約者の容態が急変した場合は、速やかに主治医又は協力医療機関等へ連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) ご利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者のご家族等や関係市町村へ速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 事故発生時における、職員の対応方針を定めた事故対応マニュアルを整備し、職員に徹底いたします。

11. 虐待防止のための措置について

当施設では、虐待の発生又はその再発を防止する為、次のとおり体制を整えております。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底する。② 虐待防止の為の指針を整備する。③ 担当職員に対し、虐待防止の為の研修を定期的に実施する。④ ③に掲げる体制を適切に実施する為の担当者を置く。 |
|--|

- (2) 当施設では、サービス提供中に従事者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとします。

12. 非常災害対策について

当施設では、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して消防計画を作成させるとともに、毎年度定期的な避難及び救出訓練を実施しております。

13. 施設の造作・模様替えの制限について

ご利用者及びご利用者代理人は、居室の造作・模様替えをするときは事業者に対して予め書面等によりその内容を届け出て事業者の確認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用および契約後における原状回復に係る費用については、ご利用者またはご利用者代理人のご負担とします。

14. 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入居契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入居契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

15. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

また、苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

○苦情受付窓口

事務員、生活相談員

連絡先 0287-60-0061（当施設）

○受付時間

毎日 9：00～18：00

(2) 医療法人社団京愛会及び社会福祉法人京福会「苦情申出窓口」の設置

社会福祉法第82条の規定により、本法人では医療法人社団京愛会と合同にて、入居者及びご家族からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

なお、本法人における苦情解決責任者、及び第三者委員は以下のとおりです。

1 苦情解決責任者 医療法人社団京愛会及び社会福祉法人京福会理事長

(Tel0287-62-0961)

寿山荘施設長 (Tel0287-64-2511)

黒磯病院看護師長 (Tel0287-62-0961)

ほのぼの園施設長 (Tel0287-98-3161)

ケアハウス福海施設長 (Tel0287-60-5201)

ケアタウン安暮里センター長 (Tel0287-73-2550)

グループホーム安暮里センター長 (Tel0287-73-2880)

よろずやセンター長 (Tel0287-60-3655)

グループホームほのぼのセンター長 (Tel0287-98-8355)

寿山荘那須施設長 (Tel0287-71-1707)

よろずや三島の杜センター長 (Tel0287-39-3399)

寿山荘ランチさきたまセンター長 (Tel0287-60-0061)

- 2 第三者委員 評議員、弁護士
堀 克巳 (Tel0422-20-0154)
評議員
寺澤 信一 (Tel090-4025-7747)

(3) 行政機関その他苦情受付機関

那須塩原市高齢福祉課	所在地	那須塩原市共墾社 108 番地 2
	電話番号	0287-62-7113
	受付時間	8:30～17:30
国民健康保険団体連合会	所在地	宇都宮市本町 3-9 栃木県本町合同ビル内
	電話番号	028-622-7242 (代表)
	受付時間	8:30～17:00
栃木県運営適正化委員会	所在地	宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
	電話番号	028-622-2941
	受付時間	9:00～16:00

- (4) 相談・苦情に関する体制及び手順
別紙フロー図のとおり

(5) 第三者評価事業について

当施設では、第三者評価事業による評価は実施しておりません。

令和 年 月 日

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 特別養護老人ホーム寿山荘ランチさきたま

説明者職名 職種

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

上記の同意を証するため、重要事項説明書に署名捺印の上、2通作成し1通を受領いたしました。

利用者 住所_____

氏名_____印

ご家族 住所_____

氏名_____印

※この重要事項説明書は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第9条の規定に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造 2階建て
- (2) 建物の延べ床面積 1677.29 m²

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います、日常生活上の介護、介助等も行います。

2名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

1名の介護支援専門員を配置しています。

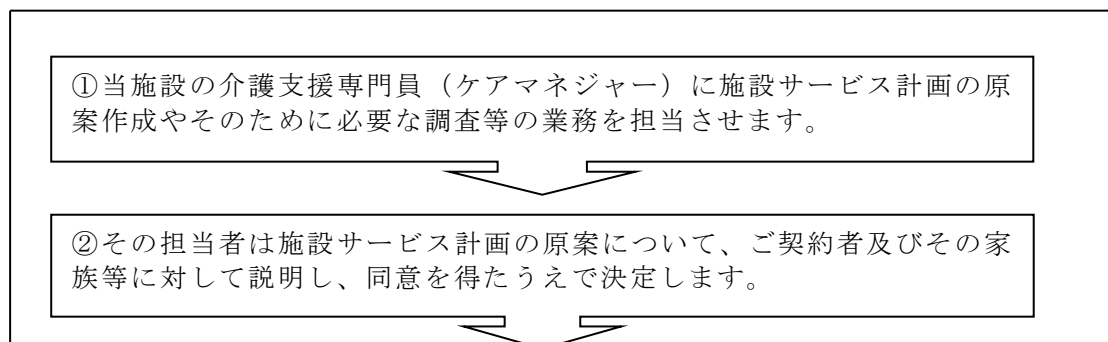
医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

協力医療機関(黒磯病院)より医師が定期的に回診に来荘します。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



③施設サービス計画は、6 ヶ月（※要介護認定有効期間）に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

危険物、他の入所者の生活を脅かすと思われる物、動物（小鳥等を除く）等

（２）面会

面会時間 ８：００～２１：００

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される方の持ち込み制限は禁止事項と同じです。

（３）外出・外泊（契約書第 21 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、１ヶ月につき連続して 7 泊、複数の月をまたがる場合には連続して 12 泊以内とさせていただきます。

（４）食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（１）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

（５）施設・設備の使用上の注意（契約書第 9 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（６）禁煙

健康増進法に基づき、当施設は敷地内全面禁煙とさせていただきます。

・健康増進法の第 25 条の 2 では、多数の者が利用する施設を管理する者に、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

【健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第六章 「受動喫煙防止」より】

6. 損害賠償について（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

次ページに日中・夜間における病状の変化・事故による急変の際の連絡方法を明記する。